



# 著作者人格権の再構成ーインターネット時代の課題と解決策ー

鈴木, 敬史

---

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2026-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8255号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008255>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



# 博士學位論文

著作者人格権の再構成

—インターネット時代の課題と解決策—

神戸大学大学院法学研究科

専攻: 法学政治学専攻

指導教員: 島並良

学籍番号: 172J059J

氏名: 鈴木敬史

提出年月日: 2022年1月11日

## 論文要旨

本稿は、「インターネット時代にあるべき著作者人格権」について検討するものである。

インターネットが普及し、それに伴ってオンライン・プラットフォームが整備されたことにより、個人ユーザーの表現活動が活発化した。そして、その結果、著作権法を巡っては、著作物利用態様や利害関係人の多様化といった構造的変化が生じている。このような状況を反映してか、著作権については、数次にわたって改正がなされ、実態にできるだけ適合するような法制度の構築が試みられている。しかし、その一方で、著作者人格権に関する規定（著作権法 18 条ないし 20 条）については、昭和 45 年の現行法制定時から大きな改正がなく、原型を未だ維持したままである。

とりわけ、近年では、著作者人格権の行使によってオンライン・プラットフォーム上での表現活動に支障をきたす例が注目されている（最判令和 2 年 7 月 21 日民集 74 卷 4 号 1407 頁）。このような問題を受けて、著作者人格権のあり方について様々な議論がなされているが、未だに固まった見解がなく、かつ、いずれの議論においても何らかの課題が残されている。

このような状況の下、本稿は、米国との比較法分析を通じた「著作者人格権の再構成」を試みることによって、上述した課題を解決する体系的な著作者人格権論を提案する。

本稿は、5つのパートから構成される。

まず、序章において、著作権法の改正状況や著作物の利用状況の変化を概観し、著作者人格権の再構成を行う必要がある旨の問題意識を述べる。

そして、第一編では、このような問題意識の下、伝統的な著作者人格権の理解を確認した上で、インターネット時代—とりわけ、オンライン・プラットフォームが整備され、情報の相互流通が活発化するようになった時代—においては、旧来認識されていたものよりも大きな「著作者人格権の現代的課題」が発生することを論ずる。確かに、このような課題に対しては、従前より、様々な解釈論が展開されていた。しかしながら、これら解釈論を詳細に分析した結果、いずれも「現代的課題」を十分に解決できず、条文の文言や著作権法の体系的構成と整合せず、あるいは、理論的一貫性を欠くといった問題点が残されていること—すなわち、現在もなお「インターネット時代にあるべき著作者人格権」を検討する必要があること—が示された。

そこで、第二編においては、米国法上の議論を参照し、「現代的課題」を解決するための示唆が得られないか検討した。そこでの議論は、大きく分けて 2 種類に分けられる。すなわち、第一に、日本における氏名表示権・同一性保持権に相当する「氏名コントロール権」について裁判例を中心に保護の現状を整理し、かつ、当該権利の保護法益を抽出した。その結

果、氏名コントロール権とは、(連邦著作権法内外の)多様な法理を複合的に用いることによって、5つの相異なる効果を生じさせる権利として理解されていること、いずれも「著作者の社会的評価」を保護法益とすることが明らかになった。第二に、日本における公表権・著作権に相当する「第一公表の権利」について、連邦著作権法上の位置づけ及び保護状況を確認した上で、保護法益に関する議論を整理、分析した。その結果、第一公表の権利は、1つの経済的利益、2つの人格的利益を有する多層的な権利であることが明らかになった。ここで、本稿の目的にとって重要なのは、そのうち1つの人格的利益が上述した「氏名コントロール権」の保護法益—「著作者の社会的評価」—と一致するという点である。

以上に掲げた米国法上の議論の整理に基づき、本稿は、以下3つの示唆を抽出した。すなわち、①米国法上の著作者人格権 (Moral Rights) は、一般的に、「著作者の社会的評価」を保護するものとして統合的に把握されるものであり、かつ、未公表著作物については加重的に「私的な言論空間の外界からの保全」を保護するという目的で権利保護がなされること、②Moral Rights は、一般不法行為法上の人格権 (名誉権、プライバシー権) と連続的なものである一方、著作権とは根本的に区別されるものであり、その侵害要件や侵害判断基準が当然に一致するものではないこと、③Moral Rights は、「創作を躊躇わせる事情を排除することで、消極的観点から創作豊富化という著作権法の目的に資する」という論理によって、その保護が正当化されること、といった3つの示唆が得られた。

これらの示唆に基づき、第三編では、日本法上の「インターネット時代にあるべき著作者人格権」を検討した。すなわち、上記各示唆に基づいて著作者人格権を再構成することにより、第一編で抽出した「現代的課題」を解決し得る著作者人格権のあり方について解釈論を展開した。

ここでは、まず、上記①ないし③の各要素から理論的に導かれる著作者人格権像について考察した。それによれば、「著作者の社会的評価」を保護するという一貫した思想の下、従来の学説において展開されてきた議論 (の一部) をも包摂するような著作者人格権の解釈指針が導かれる。次いで、それが、本稿が探求の目的とする「インターネット時代にあるべき著作者人格権」として適当な解を示すものかを検討した。すなわち、第一に、当該解釈指針が現行著作権法の規定と合致するか否かという検討を、第二に、第一の検討から導き出された解釈論が第一編において掲げた「著作者人格権の現代的課題」を不足なく解決できるか否かという検討を行った。結論として、前者において一定の修正は必要とされるものの、米国法からの示唆に基づいて展開された考え方が日本法の解釈論として採用可能であり、かつ、それが「現代的課題」を (従前の学説が残してきた課題を解決あるいは回避する形で) 解決することができることが示された。

本稿は、以上を踏まえて、終章として、全体の議論を整理する形で結論を提示し、かつ、残された課題を指摘した。

以上